

(別添)

「農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」

令和8年7月24日付け公示の意見公募からの修正箇所

令和8年10月9日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課再生可能エネルギー室

農村振興局農村政策部農村計画課

※下線が変更箇所

修正箇所	変更前	変更後	変更理由
制定文	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号） <u>第三条第一項第十六号、第四条第二項及び第六項第三号、第五条第二項第三号並びに第五十一条第二項、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第一条の規定に基づき、農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</u>	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号） <u>第四条第二項（同法第五条第三項において準用する場合を含む。）、第四条第六項第三号及び第五条第二項第三号並びに農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第五条第五項の規定に基づき、農地法施行規則及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。</u>	技術的修正
第三十七条	（公益性が高いと認められる事業） 第三十七条 令第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号及び第十二号から第十五号までに該当するものに関する事業にあつては、令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。 一～十二 （略） 十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十	（公益性が高いと認められる事業） 第三十七条 令第四条第一項第二号ホの農林水産省令で定める事業は、次のいずれかに該当するものに関する事業とする。ただし、第一号、第三号、第六号、第七号及び第十二号から第十五号までに該当するものに関する事業にあつては、令第六条又は第十三条に掲げる土地以外の土地を供して行われるものに限る。 一～十二 （略） 十三 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十	技術的修正

	五年法律第八十一号) 第五条第一項に規定する基本計画に定められた同条第二項第二号に掲げる区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において同法第七条第一項に規定する設備整備計画(当該設備整備計画のうち同条第二項第二号に掲げる事項について同法第六条第一項に規定する協議会における協議が調つたものであり、かつ、同法第七条第四項第一号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調つたものに限る。)に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 十四 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二十一条第五項第二号に規定する促進区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において同法第二十一条の二第一項において読み替えて適用する<u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律</u>第七条第一項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 十五 (略)	五年法律第八十一号。<u>以下「農山漁村再エネ法」という。</u>) 第五条第一項に規定する基本計画に定められた同条第二項第二号に掲げる区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において同法第七条第一項に規定する設備整備計画(当該設備整備計画のうち同条第二項第二号に掲げる事項について同法第六条第一項に規定する協議会における協議が調つたものであり、かつ、同法第七条第四項第一号に掲げる行為に係る当該設備整備計画についての協議が調つたものに限る。)に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 十四 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。<u>以下「地球温暖化対策推進法」という。</u>) 第二十一条第五項第二号に規定する促進区域(農業上の土地利用との調整が調つたものに限る。)内において同法第二十一条の二第一項において読み替えて適用する<u>農山漁村再エネ法</u>第七条第一項の認定を受けた同項に規定する設備整備計画に従つて行われる同法第三条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備の整備 十五 (略)	
第四十七条	(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由) 第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。	(申請に係る農地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由) 第四十七条 法第四条第六項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。	技術的修正

(別添)

	一～五 (略) 六 申請に係る事業が営農型太陽光発電（営農型太陽光発電設備（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）である場合にあっては、<u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律</u>第七条第三項の認定の見込みがないこと。 七 (略)	一～五 (略) 六 申請に係る事業が営農型太陽光発電（営農型太陽光発電設備（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）である場合にあっては、<u>農山漁村再エネ法</u>第七条第一項の設備整備計画について同条第三項の認定の見込み（<u>地球温暖化対策推進法</u>第二十一条第一項の地方公共団体実行計画（同条第五項各号に掲げる事項が定められたものであつて、<u>農山漁村再エネ法</u>第四条第一項に規定する基本方針に適合するものに限る。）を策定した市町村の区域内においては、<u>地球温暖化対策推進法</u>第二十二条の二第一項の地域脱炭素化促進事業計画について同条第三項の認定の見込み。<u>第五十七条第六号</u>において同じ。）がないこと。 七 (略)	
第五十七条	（申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由） 第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。 一～五 (略) 六 申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあっては、<u>農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生</u>	（申請に係る農地又は採草放牧地の全てを申請に係る用途に供することが確実と認められない事由） 第五十七条 法第五条第二項第三号の農林水産省令で定める事由は、次のとおりとする。 一～五 (略) 六 申請に係る事業が営農型太陽光発電である場合にあっては、<u>農山漁村再エネ法</u>第七条第一項の設備整備	技術的修正

(別添)

	<u>可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第七</u> <u>条第三項の認定の見込みがないこと。</u> 七 (略)	<u>計画について同条第三項の認定の見込みがないこと。</u> 七 (略)	
附則第一条	附則 (施行期日) 第1条 1・2 (略) 3 第一条の規定の施行の日から起算して四箇月を経過する期間内において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第一項の基本計画（営農型太陽光発電を実施するための同条第二項第一号に規定する方針及び同項第二号に規定する区域が定められているものに限る。）が定められ、又は変更されるまでの間にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可の申請（前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を除き、営農型太陽光発電を目的とする場合に限る。）については、改正後の農地法施行規則第三十条、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項の規定にかかわらず、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七条第六号、第五十七条第六号及び第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。	附則 (施行期日) 第1条 1・2 (略) 3 第一条の規定の施行の日から起算して四箇月を経過する期間内において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第一項の基本計画（営農型太陽光発電を実施するための同条第二項第一号に規定する方針及び同項第二号に規定する区域が定められているものに限り、<u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画（以下この項において「地方公共団体実行計画」という。）に同条第五項各号に掲げる事項を定め、又は定めようとする市町村の区域内においては、地方公共団体実行計画（農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第四条第一項に規定する基本方針に適合するものに限る。）</u>）が定められ、又は変更されるまでの間にされた農地法第四条第一項又は第五条第一項に基づく許可の申請（前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合を除き、営農型太陽光発電を目的とする場合に限る。）については、改正後	技術的修正

(別添)

		の農地法施行規則第三十条、第四十七条第六号、第五十七号第六号及び第五十七条の四第二項の規定にかかわらず、改正前の農地法施行規則第三十条第二項、第四十七号第六号、第五十七号第六号及び第五十七条の四第二項第五号の規定は、なおその効力を有する。	
--	--	---	--